健全化判断比率等の状況(令和6年度)

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、令和6年度健全化判断比率並びに令和6年度資金不足比率について、次のとおり公表します。

区　　分	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
一　般　会　計　等	―	―	7.4%	15.4%
早期健全化基準	15.00%	20.00%	25.0%	350.0%
財政再生基準	20.00%	30.00%	35.0%	

区　　分	資金不足比率
水道事業会計	―
病院事業会計	―
経営健全化基準	20.0%

※健全化判断比率等のお問い合わせ先
松前町政策財政課財政係
℡0139-42-2275㈹　内線214

健全化判断比率等の前年度比較

区　　分	実質赤字比率			連結実質赤字比率		
年　　度	R6	R5	比較	R6	R5	比較
一 般 会 計 等	―	―	―	―	―	―
早期健全化基準	15.00%			20.00%		
財政再生基準	20.00%			30.00%		

区　　分	実質公債費比率			将来負担比率		
年　　度	R6	R5	比較	R6	R5	比較
一 般 会 計 等	7.4%	7.5%	△0.1P	15.4%	10.5%	4.9P
早期健全化基準	25.0%			350.0%		
財政再生基準	35.0%					

区　　分	資金不足比率		
年　　度	R6	R5	比較
水 道 事 業 会 計	―	―	―
病 院 事 業 会 計	―	―	―
経営健全化基準	20.0%		

用語解説

○標準財政規模

標準財政規模とは、地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税を加算した額です。

（基準財政収入額－市町村民税所得割における税源移譲相当額の25%－地方消費税交付金における引き上げ分の25%－地方譲与税－交通安全対策特別交付金）×100／75＋地方譲与税＋交通安全対策特別交付金＋普通交付税額＋臨時財政対策債発行可能額

○実質赤字比率

実質赤字比率とは、一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率です。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、財政規模に応じて、11.25%～15%以上の団体については財政健全化計画、20%以上の団体については財政再生計画を策定し、財政の健全化または財政の再生に係る取り組みを進めていかなければなりません。

$$\frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

・一般会計等の実質赤字額 ： 一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額
・実質赤字の額 ＝ 繰上充用金 ＋ （支払繰延額＋事業繰越金）

○連結実質赤字比率

連結実質赤字比率とは、公営企業を含む全会計を対象とした実質赤字又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率です。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、財政規模に応じて、16.25%～20%以上の団体については財政健全化計画、30%以上の団体については財政再生計画を策定し、財政の健全化または財政の再生に係る取り組みを進めていかなければなりません。

$$\frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

・連結実質赤字額 ： イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額
イ 一般会計及び公営企業(地方公営企業法適用企業・非適用企業)以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の額
ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

○実質公債費比率

実質公債費比率とは、地方税、普通交付税のように使途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される財源のうち、公債費や公営企業債に対する繰出金などの公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額（普通交付税に算入された額を除く）に充当されたものの占める割合の3か年の平均値です。

地方債協議制度の下で、18%以上の団体は、地方債の発行に際し許可が必要となります。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、25%以上の団体については財政健全化計画、35%以上の団体については財政再生計画を策定し、財政の健全化または財政の再生に係る取り組みを進めていかなければなりません。

$$\frac{\text{（地方債の元利償還金＋準元利償還金）－（特定財源＋元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}{\text{標準財政規模－（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}$$

・準元利償還金 ： イからホまでの合計額
- イ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
- ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ハ 組合・地方開発事業団(組合等)への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
- ホ 一時借入金の利子

○将来負担比率

将来負担比率とは、地方債残高のほか、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の額を標準財政規模と比較した比率です。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、350%以上の団体は財政健全化計画を策定し、財政の健全化に向けた取り組みを進めなければなりません。

$$\frac{\text{将来負担額－（充当可能基金額＋特定財源見込額＋地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額）}}{\text{標準財政規模－（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}$$

・将来負担額 ： イからチまでの合計額
- イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
- ロ 債務負担行為に基づく支出予定額(地方財政法第5条各号の経費等に係るもの)
- ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの負担等見込額
- ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
- ホ 退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)のうち、一般会計等の負担見込額
- ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- ト 連結実質赤字額
- チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

・充当可能基金額 ： イからへまでの償還額等に充てることができる地方自治法第２４１条の基金

○資金不足比率

資金不足比率とは、公営企業の事業規模（営業収益から受託工事収益を控除したもの）に対する資金の不足額を表すものです。

$$\frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

・資金の不足額 ： 資金の不足額(法適用企業)＝(流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－流動資産)
－解消可能資金不足額
資金の不足額(法適用企業)＝(繰上充用金＋支払繰延額・事業繰越額＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした
地方債の現在高)－解消可能資金不足額

※解消可能資金不足額 ： 事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額

・事業の規模 ： 事業の規模(法適用企業)＝営業収益の額－受託工事収益の額
事業の規模(法適用企業)＝営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額

※指定管理者制度(利用料金制)を導入している公営企業については、営業収益の額に関する特例がある。
※宅地造成事業のみを行う公営企業の事業の規模については、「事業経営のための財源規模」(調達した資金規模)を示す資本及び負債の合計額とする。